長和町地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、飼い主のいない猫の増加を防止し、町民の生活環境の保持及び動物愛護の啓発を図るため、地域猫に去勢手術又は不妊手術（以下「去勢手術等」という。）を受けさせる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長和町補助金等交付規則（平成17年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　地域猫　町内に生息する飼い主のいない猫で、地域の複数の住民により一定の飼養をされているとして、町が指定する団体等の認定を受けた猫をいう。

(2)　去勢手術　獣医師による精巣を摘出する手術をいう。

(3)　不妊手術　獣医師による卵巣を摘出し、又は卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。

（対象者）

第3条　補助金の交付を受けることができる者は、地域猫に去勢手術等を受けさせる団体とする。

（対象経費等）

第4条　補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 |
| 1　去勢手術に要する経費 | 10分の10。ただし、1匹につき5,000円を限度とする。 |
| 2　不妊手術に要する経費 | 10分の10。ただし、1匹当たり5,000円を限度とする。 |

（交付申請等）

第5条　補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ長和町地域猫管理活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、長和町地域猫管理活動支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により補助金交付の可否を通知するものとする。

（実績報告）

第6条　補助金の交付決定を受けた者は、去勢手術等が終了したときは、速やかに長和町地域猫管理活動支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（補則）

第7条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。